

令和8年第1回

# 長与町議会定例会会議録

令和8年 3月 3日開会

令和8年 3月19日閉会

長 与 町 議 会

令和8年第1回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和8年 3月 3日  
本日の会議 令和8年 3月 3日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	10番 安部都議員	11番 金子恵議員
12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	山口聡一郎君
課長 補佐	江口美和子君	主査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	荒木重臣君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
建設産業部長	山崎禎三君	住民福祉部長	宮司裕子君
健康保険部長	山本昭彦君	水道局長	渡部守史君
会計管理者	田中一之君	教育次長	荒木隆君
企画財政部理事	中村元則君	住民福祉部理事	細田愛二君
総務課 長	大山康彦君	教育総務課長	久原和彦君

会議録署名議員

12番 山口憲一郎議員      13番 堤理志議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時42分

## 令和8年第1回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会期 3月3日（火）～ 3月19日（木） 17日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	3	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明、報告事項 議案上程（提案理由説明）  （全員協議会）
	4	水	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）岡田議員・八木議員 （午後）金子議員・下町議員 堤議員
	5	木	9:30	本会議	一般質問（3名） （午前）松林議員・堀議員 （午後）安部議員
	6	金	9:30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	7	土	—	休 会	
	8	日	—	休 会	
	9	月	9:30	委員会	付託案件審査
	10	火	9:30	委員会	付託案件審査
	11	水	9:30	委員会	付託案件審査
	12	木	9:30	委員会	付託案件審査
	13	金	9:30	委員会	付託案件審査
	14	土	—	休 会	
	15	日	—	休 会	
	16	月	9:30	委員会	付託案件審査
	17	火	9:30	委員会	付託案件審査予備日
	18	水	9:30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	19	木	9:30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

1	4番	岡田 義晴 議員 ① 電子回覧板の導入について ② 老人福祉センター丸田荘入浴施設について
2	5番	八木 亮三 議員 ① 町の情報公開の姿勢と附属機関について
3	11番	金子 恵 議員 ① 社会福祉協議会による福祉バス廃止後の地域活動支援について
4	1番	下町 純子 議員 ① 子育て世代への支援について ② 「ホンテラッセ長与」の移転スケジュールについて
5	13番	堤 理志 議員 ① 子育て支援策拡充と人口減少対策について ② 多文化共生と排外主義について ③ 新省エネ基準施行を見据えたエアコン購入助成について
6	6番	松林 敏 議員 ① 資源ごみの質の向上に向けた取り組みについて ② 小中学校体育館への空調設備の整備について
7	2番	堀 真 議員 ① 行政サービスにおけるホームページの見やすさと利便性の改善について ② 選挙事務の確認体制について
8	10番	安部 都 議員 ① 防災対策と災害時の避難所等での対応策について ② 誰でも遊べるインクルーシブ公園・遊具の設置の進捗状況について

令和8年第1回長与町議会定例会  
議事日程（第1号）

令和8年3月3日（火）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	施政方針説明	
6	報告1	長与南小学校体育館改修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について	
7	報告2	高田小学校法面対策工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について	
8	報告3	町道3工区19号線法面補修工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について	
9	報告4	長崎本線長与駅自由通路等改修工事の施行協定の変更に係る専決処分の報告について	
10	報告5	西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について	
11	10	令和7年度長与町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて	
12	11	長与町手話言語条例	
13	12	複合施設「ホンテラッセ長与」条例	
14	13	長与町行政財産使用料条例	
15	14	長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例	
16	15	長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	
17	16	附属機関の設置に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
18	17	古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について	
19	18	令和7年度長与町一般会計補正予算（第8号）	
20	19	令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
21	20	令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	



## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和8年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番山口憲一郎議員、13番堤理志議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日から3月19日までの17日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの17日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配付したとおりであります。次に、請願陳情について申し上げます。請願はありません。陳情は3件で参考配布としております。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

## ○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。花の蕾もほころぶ季節となってまいりました。議員各位におかれましては、ますますご健勝のこととお喜びを申し上げますところでございます。さて、令和8年第1回長与町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中にご出席を賜り厚くお礼申し上げます。本定例会では、新年度当初予算をはじめ、多数の議案を提出をいたしております。長期間になることと存じますが、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは12月から2月にかけての行政報告を申し上げます。お手元の資料に沿って主要事項を中心にご説明を申し上げます。まず、12月でございますが、15日には、年末の交通安全県民運動の街頭パレード出発式が行われました。今回は、飲酒運転の悪質危険な運転の根絶など3つの重点項目を掲げ、交通安全意識の高揚と交通マナーの遵守を呼びかけております。1月に入りまして、9日には、長与町消防出初式を執り行い、消防活動にご貢献いただきました消防関係者の皆さまへ、表彰状ならびに感謝状の授与を行っております。11日には、長与町二十歳のつどいを執り行い、未来を担う20歳の若者362名の新たな門出を祝っております。25日には、高田地区コミュニティ活動推進会議ならびに高田地区公民館の共同主催により高田まつりが開催されております。当日は、作品展やステージ発表など子どもから大人まで多くの方々が参加され、高田地区におけるコミュニティ活動の盛り上がりに触れることができました。2月に入りますと、15日には、長与南地区コミュニティ運営協議会の主催により、第17回南コミュニティまつりが開催をされました。子どもから大人まで多くの方々が参加をされ、

会場では、健康相談ブースの設置をはじめ獅子舞の披露があるなど、地域の特性を生かした笑顔あふれるコミュニティ活動となっております。26日には、西部ガス長崎株式会社と包括連携協定の締結式を執り行っております。本協定により、ゼロカーボンシティ長与の実現に向けて、地球温暖化対策を包括的に推進するため、互いに連携、協働し取り組むことになっておりまして、本町が目指すまちづくりの実現に向け、大変大きな力となるものと期待をしております。その他の会議出席などの状況につきましては、お手元資料にご参照していただきまして、併せて次に載せております5,000万円未満の入札結果をご確認いただければと存じております。以上で行政報告を終わります。

#### ○議長（安藤克彦議員）

日程第5、施政方針説明を行います。施政方針について町長の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは本定例会におきまして、令和8年度当初予算をはじめ、各議案の審議をお願いするにあたりまして、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じております。我が国の経済は、米国の関税措置等の影響や物価上昇の継続によるリスクを抱えながらも、景気は穏やかに回復を続け、国におきましては、賃上げを起点とした成長型経済を実現することとしております。こうした中、政府は昨年11月に生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を3つの柱とする強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定をし、今後、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する成長型経済への転換を図るとされております。また、経済財政運営のあるべき姿は、将来世代への責任を果たす責任ある積極財政であり、戦略的な財政出動により官民が力を合わせ危機管理投資と成長投資を進めて社会課題を解決し、暮らしの安全・安心を確保するとともに、雇用と所得を増やし潜在成長力を引き上げ、強い経済を実現していくこととしておるところでございます。

長崎県におきましても物価高騰や人手不足等の中、地域を支える小規模事業者や第一産業従事者等のさまざまな事業者に対する支援など、社会経済情勢等を踏まえた目下の諸課題に対してスピード感を持って対応するとともに、本県の将来像を見据え、ポテンシャルや特性を最大限に生かし、グローバル社会における競争力を高め、持続的な発展につなげていくこととしておるところでございます。とりわけ令和8年度は、ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらくを基本理念として策定した長崎県総合計画の初年度となることから、同計画に掲げる目標の実現を図るため、地域社会の基盤となる経済の活性化に向けた力強い産業の実現や稼ぐ意識・力の底上げに加え、本県の将来を担う子どもたちの能力と可能性を高めるとともに、全ての世代の方々が健康で安全・安心に暮らせる社会環境づくりを積極的に推進することとしておるところで

ございます。

本町におきましては、高田南地区をはじめとした新しい団地への入居が始まるなど、人口減少対策におけるハード面の取り組みでございます。長与町に住んでいただくための受け皿の整備が進んでまいりました。また、多様な人々が集まり、にぎわいづくりの拠点となる図書館と健康センターの複合施設、ホンテラッセ長与におきましては、建物の輪郭が分かる程度まで建築工事が進んできており、令和9年開館に向け着実に準備を進めているところでございます。さらに中尾城公園のリニューアルにも着手をしております。生活環境の充実に加え、町内外から新たな交流が生まれることを期待しております。ソフト面におきましては、施策の柱の一つである子育てについて、4月より新たな取り組みといたしまして、保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満の乳幼児を対象に、乳児等通園支援事業を実施いたします。また、共働き世代の増加に伴い、放課後の子どもの受け皿の拡大が急務となる中、放課後児童クラブの増設を行うなど、子育て世帯の負担の軽減に努め、子育て世代に優しい町として安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に施策の柱の二つ目、教育でございます。未来を担う子どもたちが自分らしく輝けるよう確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む教育を推進をしてまいります。今年4月には、義務教育学校高田学園を開校し、義務教育9年間の一貫した教育課程のもと、新たな学びの場づくりを推進してまいります。また、学校施設や公民館などの計画的な改修工事を行うなど、学びやスポーツを楽しめる環境の充実にも努めてまいります。

次に施策の柱の三つ目、健康づくりでございます。誰もが心身ともに健やかな暮らしを続けられますよう、楽しみながら健康づくりに参加できる仕掛けづくりに取り組んでまいりました。皆さま方の健康意識の高さや行動力が力となり、ながさきヘルシーアワードにおきまして、3年連続でヘルシータウン賞を受賞するなど、対外的にも高い評価をいただいております。健康ポイント事業をはじめ各種事業所等と共同で開催している体験型の健康づくりイベントなど、今後も多くの町民の皆さまに興味を持っていただけるような魅力ある取り組みを行ってまいります。令和8年度も施策の柱である子育て、教育、健康づくりに遊び心を加え、町民の皆さまをはじめ大学や企業とも連携しながらブラッシュアップを図り、活気と安らぎに満ちた魅力ある町づくり、選ばれる町づくり、100年安心の町づくりに邁進してまいります。

本定例会におきましてご審議いただく令和8年度一般会計当初予算の規模は、168億216万3,000円、前年度比でおよそ0.3%の減となっております。歳入につきましては、景気の穏やかな回復などによる町税の増収のほか、地方交付税の増額などを見込んでおるところでございます。

歳出につきましては、社会保障費の増や物価高騰の影響による資材価格の高騰、また、賃金水準の上昇などにより経常的経費が増加をしております。加えまして新図書館等複合施設などの公共施設の整備、子育て支援、教育関連事業、道路、公園の維持・補修

など各分野で多くの財源を必要としておるところでございます。今後の財政運営につきましても厳しい状況となることは予測されますが、持続可能な財政運営を堅持するために、事業のあり方の見直しやDXの促進、あるいは協働の推進や自主財源の確保に努めるなど将来を見据えた事業の構築を念頭に置きまして、健全な財政基盤の維持に取り組んでまいります。

それでは令和8年度におきます主要事業等につきまして、所管ごとに説明をさせていただきます。

まず、総務部でございます。第5次長与町行政改革大綱実施計画に基づいた効率的、効果的な行政運営を引き続き推進し、社会情勢の変化に対応しながら住民サービスの向上を図ってまいります。また、さまざまな研修を活用し、多様化、複雑化する行政ニーズに的確に対応できる人材育成に取り組むとともに、状況に応じた適正な人員配置と組織編成を図ってまいります。情報政策では、窓口業務のデジタル化を図り、書かない、待たない、回らない、行政窓口の実現を目指してまいります。併せて国が進めております情報システム基盤との連携をはじめとする行政手続きのデジタル化に取り組み、自治体DXを積極的に推進をしてまいる所存でございます。契約・管財業務では、引き続き入札、契約における公平性、公正性、競争性、透明性を常に念頭に置きまして、より効率的で経済性の高い契約を行うよう進めてまいります。また、地元インフラ整備の大事な担い手、守り手でもあります地元業者の育成に努めてまいります。町有財産につきましては、売却可能な普通財産の手続きを進め、自主財源の確保を図ってまいる所存でございます。消防・防災事業では、消防団における機動力の強化を図るため、第2分団と第5分団の消防車両の更新を予定しているほか、自主防災組織や防災士等と連携した研修や訓練に取り組み、地域防災力の一層の強化を図ってまいります。また、大規模な災害や緊急時におきまして、迅速かつ的確な避難情報の発令ができるよう情報伝達整備の更新を図ってまいります。地域協働では、安全・安心な暮らしを支える最も身近な住民組織であります自治会や地区コミュニティの活動を引き続き支援をし、活動に対する理解の醸成と加入・参加の促進を図るとともに、住民組織間の情報交換等の機会創出や情報発信を行いながら各組織の活動活性化や自治会の負担軽減に向けて取り組んでまいります。協働のまちづくりにつきましても、引き続き職員研修をはじめとする意識醸成に取り組んでまいります。交通安全対策では、交通安全運動や参加体験型講習等を関係団体と連携して実施し、交通マナーの向上と交通意識、安全意識の高揚を図ってまいります。消費者行政および防犯対策では、多様化する消費生活をめぐるトラブルやニセ電話詐欺などの被害防止に向け、警察等との連携の下、的確な情報提供と相談体制の充実に努めてまいります。広報広聴では、広報紙、ホームページ、SNSなど、それぞれの特性を生かした正確で分かりやすい情報発信に努めるとともに、ほっとミーティングやまちづくり提案箱でいただいたご意見を参考に、まちづくりへと取り組みを進めてまいります。

次に、企画財政部でございます。本町の新たなまちづくりの羅針盤となる第11次総合計画は、令和8年度からスタートをいたします。現行の基本構想に基づく後期基本計画という位置づけであり、前期基本計画である第10次総合計画を踏襲し、人口減少社会におきましても活力ある持続可能な地域づくりを目指し、地方創生の観点を踏まえ各種施策に取り組んでまいります。また、平成28年に連携協約を締結いたしました長崎市、時津町との1市2町による連携中枢都市圏につきましても、令和8年度をスタートとする第3期長崎広域連携中枢都市圏ビジョンが策定されます。特に生活関連機能サービスの充実に向けまして、1市2町の連携をさらに推進をしてまいり所存でございます。移住・定住施策につきましては、県や近隣市町との連携による積極的な情報発信やきめ細かな相談対応を行うほか、各種支援制度など移住を後押しする取り組みを進めてまいります。結婚支援につきましては、新婚世帯に長与町での新生活を始めるための費用を支援し、また、結婚を希望する方へ出会いの機会を提供するため、関係機関・県内自治体と連携した広域的な取り組みの充実を図ってまいります。図書館と健康センターの複合施設、ホンテラッセ長与の整備につきましては、令和9年の開館に向けて準備を進めてまいります。課税事務につきましては、税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、課税客体の的確な把握と適正な課税に努めてまいりたいと思っております。徴収業務につきましては、実情に応じた生活再建型の滞納整理を推進し、安定的な税収の確保に努めてまいります。併せまして長期化した滞納案件の解決を図るとともに、法に基づき迅速かつ的確な滞納整理を進めてまいります。さらには企業版ふるさと納税にも積極的に取り組み、自主財源の確保に努めてまいります。

続きまして、住民福祉部でございます。誰もが支え合い安心して暮らせる優しい共生社会の実現を図るため、子育て環境や住民福祉および生活環境の充実と町民に寄り添った福祉サービスの向上に努めてまいります。住民窓口では、行政の基盤情報である住民基本台帳、戸籍およびマイナンバー等の適正管理を徹底するとともに、接遇におきましても丁寧で分かりやすい説明と住民の利便性向上に努め、住民目線での窓口サービスの提供を行ってまいります。また、各種行政手続きのオンライン化を含めたデジタル社会構築の基盤となるマイナンバーカードのさらなる普及と利用促進に努めてまいります。環境保全対策におきましては、長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の令和9年度以降に向けた中間改訂を行い、計画に掲げる目標達成に向け町民や事業者の皆さまとともに持続可能な地域づくりを目指し、各種施策に取り組んでまいりたいと思っております。目標達成に向けた取り組みとしまして、引き続き、太陽光発電設備の設置等に対する助成事業を実施いたします。廃棄物処理につきましては、未来へ向けて持続可能な生活環境となるよう町民や関係団体と協働して、ごみの減量化、資源化の推進など発生抑制に努めるとともに長与・時津環境施設組合とも連携をし、循環型社会の形成を推進し、環境に優しいまちづくりを目指してまいります。子育て支援につきましては、こども基本法に基づき令和8年度からの4カ年計画といたしまして、第1期長与町こど

も計画を策定をいたしました。子どもの権利擁護、教育・保育体制の充実、地域子育て支援事業の拡充、貧困対策、そして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を主要項目とし、子ども自身の意見を聴きながら策定をしております。次に、4月より新たな取り組みとして保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間までの枠内で就労要件を問わず、柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施をいたします。また、放課後児童クラブにつきましては、受け皿の拡大が急務となる長与南小学校区および高田小学校区におきまして、小学校の余裕教室を活用し、それぞれ1支援、計2支援を増設をいたします。学校施設を有効活用することで新たな施設建設費を抑え、効率的な運営を図ります。今後も地域資源を最大限に活用し、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進してまいりたいと思っております。さらに母子保健事業の産後ケア事業では、助産師が産婦の居宅を訪問し、保健指導、授乳指導、育児相談、心理的ケアを行う訪問型の産後ケア事業を新たに実施をいたします。これにより外出が困難な産婦や施設利用に抵抗がある方にも支援が届くことで、安心した育児につながり、産後うつや虐待の未然防止につながることが期待をされております。今後も長与町の子育てに関する情報の発信に努め、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりに努めてまいります。地域福祉につきましては、令和8年3月末をもって社会福祉協議会が実施をしておりました福祉バス事業が廃止となるところでございます。この事業が廃止されることで、これまで利用されていた地域福祉団体の活動に大きな影響が出ないよう新たな助成事業を開始し、町民の生きがいづくりや地域の絆を深める活動を支援をしてまいります。また、新しい体制となった民生委員児童委員協議会をはじめ、各関係機関との情報交換・情報共有を図りながら、日常生活に不安を抱える方々の相談支援など、地域福祉の推進に努めてまいります。高齢者施策につきましては、高齢者の生きがいを高めるとともに介護予防につなげるため、引き続き外出の機会や健康づくりについて支援をしてまいります。それとともに老人福祉センター丸田荘につきましても、浴場施設の廃止と施設の活用について検討をしてまいりたいと思っております。障害者福祉につきましては、手話言語条例の制定や緊急時の受け入れ対応を備えた地域生活支援拠点体制の整備など、当事者の実情やニーズを把握しながら、きめ細かな障害者福祉事業に取り組んでまいります。

続きまして、健康保険部でございます。健康増進事業につきまして3年連続でヘルシータウン賞をいただき、施策の三本柱の一つであります健康づくりが町のイメージとして定着をいたしました。引き続き、町民の皆さまの心身の健康のための支援を行ってまいります。健康ポイント事業では、ヘルシータウン賞受賞の大きな要因の一つとなりました長崎県の健康づくりアプリ、歩こーでの活用も軌道にのりまして、町民の健康に対する意識向上に大きく寄与しているところでございます。これからも遊び心を取り入れながら、多世代の方に楽しく取り組んでもらえる事業を提供してまいります。さらに高齢者の健康増進の取り組みにつきましても身体機能の維持、認知症予防、健康寿命の延

伸を目指し、効果的な保健事業と介護予防を一体的に実施をしております。国民健康保険事業につきましては、令和8年度より子ども・子育て支援金制度が始まります。被保険者の皆さまには、新たな保険税を負担していただくこととなります。子育て世代に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する制度の趣旨をご理解いただけるよう、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。国民健康保険の財政状況は、被保険者数の減少、診療報酬の改定等により1人当たりの医療費は増大し、依然として厳しい状況が続いております。加えて将来における県の保険税統一も見据えながら、県への納付金に対応できる保険税の段階的引き上げも視野に入れ、県の医療費の動向、国民健康保険を取り巻く医療政策の先行きを注視し、取り組みを進めてまいります。介護保険事業につきましては、長与町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画、これに基づき介護保険事業の健全な運営に努めているところでございます。また、令和8年度は、本計画の最終年度となるため、検証を踏まえた次期計画、第10期介護保険事業計画の策定を行うとともに、引き続き高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう世代を超えた支え合いと、一人一人の安心と生きがいがづくりの推進、適切な介護保険サービスの提供と質の向上に取り組んでまいります。今後も高齢化の進展が予想される中、住民の方が高齢期になっても生きがいを持って生活を送ることができるよう地域支援事業等を通じ、介護予防の推進や健康づくりの支援に努めるとともに、生活支援コーディネーターを中心に住民相互で支え合う体制の構築も図りながら、生活支援体制の整備に取り組んでまいります。加えまして、認知症施設につきましても、多世代への効果的な情報発信によりまして認知症への理解を深め、家庭、地域における支援への理解を推進をしております。

続きまして、建設産業部でございます。ふるさと長与応援寄附金につきましては、特産品の充実や情報発信の強化に努めてまいります。農業振興では、基幹作物であるミカンの生産性の効率化、省力化を図るための農地の基盤整備事業を推進するとともに、水利施設の保全高度化・長寿命化事業や農業等整備に係る補助を行い農業経営の支援に努めてまいります。また、ブランド率を向上させるための品質向上対策や、優良品種への更新に対する支援の継続、有害鳥獣による被害防止対策のほか、新規就農者への支援についても取り組み、産地の維持に努めてまいりたいと思っております。林業では、森林経営管理制度による森林の整備を推進するほか、長崎県と連携し治山事業による森林の保全を推進してまいります。水産業では、ナマコなどの稚魚放流事業による水産資源の確保や海底耕うん等による大村湾の水産多面的機能発揮対策につきまして、大村湾漁業協同組合など関係機関と連携し取り組んでまいります。商工業では、西そのぎ商工会と連携をし、創業支援事業や新展開支援事業など、事業者の育成に取り組むほか、店舗リフォームへの助成や融資制度により小規模事業者の経営を支援をしております。観光につきましては、長与川まつりや長与シーサイドマルシェを開催するほか、農業体験、漁業体験などのグリーン・ツーリズムを推進し、交流人口の拡大や農山村地域の活性化

を図ってまいりたいと思っております。

次に、建設関係でございます。都市計画道路西高田線につきましては、和楽団地入口から北陽台校下バス停付近の道路拡幅工事を進めているところでございます。本区間における交通の円滑化と歩行者の安全確保に向け、引き続き事業を進めてまいります。国道207号につきましては、長崎県におきまして塩床工区先線の工事に着手をしていただいておりますが、約3.3キロメートルの未改良区間につきましては、引き続き近隣市町とも連携し、早期完成を国・県に要請をしてまいります。町道に架設されている橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づき詳細点検、修繕を行い、維持管理コストの縮減に努めてまいり所存でございます。町道の維持管理につきましては、安全な道路環境を維持するため、緊急性を考慮した計画的な舗装の補修、打ち替えを行ってまいります。また、脱炭素化推進のため、道路照明および高田越トンネル照明のLED化を行います。公園につきましては、令和7年度から取り組んでおりました、中尾城公園の新しい遊具につきましては、令和8年度中に供用開始をする予定としております。急傾斜地崩壊対策につきましては、土砂災害の危険から住民の安全を守るため、災害の未然防止、減災に向けた取り組みを進めてまいります。町営住宅につきましては、今後も適切な管理を行うとともに、新たな長寿命化計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により、地権者の方々には大変ご迷惑をおかけしております。事業の早期完成を目的とした残工事の一括施工が令和7年3月末に完了し、同年7月には、地権者の皆さまへの宅地の引き渡しも無事完了をいたしております。今後は、事業の最終段階でございます換地処分に向け、引き続き長崎県と緊密に連携しながら、関係手続きを適正かつ着実に進め、事業完了に向けて取り組みを進めてまいります。本町の今後のまちづくりにつきましては、人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、持続可能な都市構造の形成を目指し、令和7年度より2カ年計画で立地適正化計画の策定に取り組んでおるところでございます。令和8年度におきましては、引き続き、居住や都市機能の適切な誘導等の観点から検討を進め、計画を取りまとめてまいりたいと思っております。

続きまして、教育委員会でございます。次代を担う子どもたちを健やかに心豊かに育むとともに、各種講座や文化スポーツ活動などを通じ、人づくり、地域づくりを進めるため、さまざまな施策に取り組んでまいります。学校教育では本年、児童生徒に貸与する全てのタブレットをより高性能なものに更新をしてまいります。体験的な学習に加え、これらICTを積極的かつ効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることにより、児童生徒を主体的な学習者とし、確かな学力を育んでまいりたいと思っております。また、児童生徒の安全安心を図る担保とするために、いじめや不登校の未然防止や早期対応に努めるとともに、多様な教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ることによりまして、児童生徒の健やかな成長と自立を目指してまいります。そのほか町立学校における業務量管理、健康確保措置実施計画を着実に履行し、本町の

教職員が心身の健康を維持し、その専門性を最大限に発揮し、教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。これには町民皆さまのご理解とご協力が不可欠でございますので、お力添えを何とぞよろしくお願いしたいと思っております。加えて、高田地区におきましては、本年4月、私の公約の一つでありました、本町初となる義務教育学校、高田学園を開校いたします。義務教育9年間の一貫した教育課程のもと、小中の段差を解消し、児童生徒の発達段階に応じたきめ細かな指導を実現するため、教職員、保護者、地域住民、そして児童生徒の協働による新たな学びの場づくりを推進をしてまいりたいと思っております。教育環境の整備といたしましては、長与第二中学校体育館改修工事をはじめ、安全で安心な学校施設の維持管理に努めるほか、トイレの洋式化やLED照明化など、学校施設の機能性と快適性の向上による教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。また、共同調理場にスチームコンベクションオーブンを増設することにより、安定的で効率的な作業環境を確保し、児童生徒にとって安全安心な学校給食環境の整備を行ってまいります。なお、LED照明化に当たりましては、費用の平準化のためリース方式を採用し、学校施設のみならず公民館や児童館などの複数の施設を集合することで、事務の効率化を図るとともに、スケールメリットによる経済的な調達を目指してまいります。生涯学習では、町民一人ひとりの学びを支援し、資質や能力の向上を図り、それを地域で活かしていただくため、各公民館における講座や事業推進体制の充実、自主グループ活動や社会教育関係団体の育成、支援に努めてまいります。また、令和9年4月に開館予定の複合施設ホテラッセ長与につきまして、新しい図書館の開館準備を進めるとともに、乳幼児向けのブックスタートや若年層への電子図書館利用促進のほか、全世代へ向けた読書活動への関心と理解を深め、学び、育み、ふれあいの拠点としての利用につなげてまいります。文化芸術の振興では、町内に存在する有形無形の各種文化財を未来へと受け継ぐために、情報発信、後継者育成の支援を行うとともに、町民文化祭、町主催公演事業、各種講座等を通じ、文化芸術と触れ合う機会を提供してまいります。スポーツの分野では、このたび導入いたしましたスマートロックをはじめ、便利で効率的な施設利用の環境を整備するとともに、天満宮公園グラウンドのトイレやバックネットの改修を行うなど、既存施設の利便性向上とスポーツ環境の充実を図ってまいります。また、プロスポーツクラブと連携し、スポーツをする、観る、支えるという三要素、それぞれの志向に応じた取り組みを進めてまいります。さらに長与町地域スポーツ活動推進計画は2期目を迎え、運動部活動地域展開も生涯スポーツ社会の実現に向け、次の段階へとさらなる進化を目指してまいります。今後も持続可能な地域スポーツ活動の環境整備を目指し、国、県とともに、保護者、指導者も含めた地域住民の皆さまと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、水道局でございます。水道事業、下水道事業を取り巻く環境が大きく変化する中、施設の強靱化対策など、人口減少下における経営基盤の強化は避けて通れない重要課題でございます。これらの課題を正面から捉え、上下水道サービス

を将来にわたり確実に持続させるため、必要な取り組みを計画的に進めてまいります。

まず、水道事業につきましては、重要なライフラインの一つとして、安全で良質な水を安定的に供給することを最大の使命として取り組んでおるところでございます。令和8年度は、水の安定供給と施設運用の効率化を目的とした長崎市・長与町新浄水場共同整備事業の契約締結を受け、事業を着実に進めるとともに、令和7年度に設置をいたしました長与町水道料金等審議会におきまして、将来にわたり安定した事業運営を行うための水道料金のあり方につきまして、引き続きご審議をお願いをしてまいりたいと思っております。施設設備におきましては、経営戦略および水道管路更新計画に基づき、新浄水場共同整備事業を含む水道施設の更新および耐震化を計画的に進めるとともに、将来を見据えた施設の再編に取り組んでまいりたいと思っております。また、道路陥没等の事故防止と貴重な水資源の有効利用を図るため、漏水調査を継続実施をし、調査結果を踏まえた対策を講ずることで、効率的な施設運営と維持管理費の縮減につなげてまいります。次に、下水道事業につきましては、町民の快適な生活環境を保持すると同時に、大村湾の水質保全に寄与することを使命として取り組んでおるところでございます。令和8年度は、上下水道分野における官民連携手法、W-PPPの導入可能性調査を引き続き進め、維持管理や更新需要増大に対応した事業運営のあり方を検討をいたします。また、浄化センターにおきましては、環境負荷の低減とエネルギー有効活用を図るため、消化ガス発電の導入に向けた調査を進めてまいります。施設整備におきましては、良質な下水道サービスを将来にわたり持続的に提供するため、ストックマネジメント計画に基づき管渠施設および処理施設の点検、調査を計画的に実施をし、その結果を踏まえた修繕ならびに改築に取り組んでまいります。また、県及び市町が連携し、持続可能な事業運営を確保するための広域化、共同化の取り組みにつきましても、さまざまな分野で連携の可能性を検討してまいります。大変長くなりましたが、以上が令和8年度の町政運営に対する基本姿勢および主要事業等でございます。私をはじめ全職員一丸となって幸福度日本一の町を目指し、活気とやすらぎに満ちた魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、議会をはじめ町民の皆さま方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第6、報告1、長与南小学校体育館改修工事請負契約の変更に係る専決処分 of 報告についてから日程第10、報告5、西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についてまでの5件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告1から報告5につきましては、所管より順次報告させていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

荒木教育委員会次長。

#### ○教育次長（荒木隆君）

皆さんおはようございます。報告1、長与南小学校体育館改修工事請負契約の変更に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、令和7年8月の第3回臨時会において議決いただきました、長与南小学校体育館改修工事請負契約につきまして、当初の請負金額1億4,484万8,000円に、4万6,200円を増額し、請負金額を1億4,489万4,200円として、変更契約の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年1月27日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回の変更概要といたしましては、外壁改修工事における改修箇所の数量等を変更したことに伴い、請負工事費に変更が生じたものでございます。

続きまして報告2、高田小学校法面对策工事請負契約の変更に係る専決処分につきまして、報告いたします。本報告は、令和7年6月の第2回定例会において議決いただきました高田小学校法面对策工事請負契約につきまして、当初の請負金額5,381万7,500円に、302万2,800円を増額し、請負金額を5,684万300円として変更契約の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年2月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回の変更概要といたしましては、のり面へのモルタル吹きつけ工の施工範囲の変更等に伴い、請負工事費に変更が生じたものでございます。以上で報告を終わります。

#### ○議長（安藤克彦議員）

山崎建設産業部長。

#### ○建設産業部長（山崎禎三君）

皆さま、おはようございます。それでは報告3、町道3工区19号線法面補修工事請負契約の変更に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、令和7年3月の第1回定例会におきまして議決をいただき、令和7年12月の第4回定例会におきまして、契約の変更に係る専決処分の報告を行いました、町道3工区19号線法面補修工事請負契約につきまして、第1回変更請負金額8,943万3,300円から425万5,900円を減額し、請負金額を8,517万7,400円として変更契約の締結を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により令和8年2月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回の主な変更概要といたしましては、のり面への鉄筋挿入工事の工法を足場施工からクレーン施工に変更したことにより、請負工事費を減額変更するものでございます。

次に、報告4、長崎本線長与駅自由通路等改修工事の施行協定の変更に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、令和6年9月の第3回定例会におきまして、議決をいただきました長崎本線長与駅自由通路等改修工事の施行協定の締結につきまして、当初の協定金額7,638万円から156万6,933円を減額し、請負金額を7,481万3,067円として施行協定の変更を行うため、地方自治法第180条第1項の規

定により、令和8年2月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。今回の変更概要といたしましては、協定締結後の入札の実施ならびに施行実績等により協定金額が減額となったものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

皆さまおはようございます。それでは報告5、西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出し、報告いたします。書類の内容は、公社解散後の清算に係る事務報告となっております。概要をご説明いたします。清算書が二つございますが、まず一つ目の清算書の1ページをお願いいたします。令和7年度における公社の清算手続きの結果、⑦にございますとおり残余財産の額が753万9,764円となっております。2ページには、主な処理事項。3ページには、清算人会及び監事会開催状況と役員に関する事項。また、4ページには、収支計算書を記載しております。5ページの貸借対照表では、資産合計と負債資本合計がそれぞれ762万7,989円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は、753万9,764円となっております。6ページおよび7ページの財産目録には、解散日時点と当初の清算終了日時点での試算および負債の内訳を記載しております。8ページの損益計算書では、収益から費用を差し引いた当期純損失が44万4,200円となっております。9ページのキャッシュ・フロー計算書では、事業活動、投資活動および財務活動に係る現金の流れにより、今期の現金および現金同等物増減額が467万4,025円で、期末残高は、762万7,989円となっております。10ページには、残余財産明細書および残余財産処分方法を記載しております。

次に、二つ目の清算書の1ページをお開きください。先ほどの一つ目の清算書における清算終了後、長崎振興局から長崎県法人県民税の還付通知を受け、再度精算手続きを行っております。2ページをお開きください。2ページには、主な処理事項、3ページには収支計算書を記載しております。4ページの貸借対照表では、資産合計と負債資本合計がそれぞれ4万4,560円となっております。5ページの財産目録には、再精算による資産及び負債の内訳を記載しております。6ページの損益計算書、7ページのキャッシュ・フロー計算書では、再精算に基づく損益および現金の流れを記載しております。9ページには、残余財産明細書および残余財産処分方法により、最終残余財産額と最終処分額を記載しております。なお先般の議会定例会で議決をいただきましたとおり、西彼中央土地開発公社につきましては、令和7年2月28日をもって解散しております。また、その後、本報告のとおり清算処理を終え、同年12月24日をもって消滅となっております。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第11、議案第10号令和7年度長与町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてから日程第18、議案第17号古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更についてまでの8件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただいま一括議題となりました議案第10号から第17号につきまして提案理由を申し上げます。はじめに議案第10号令和7年度長与町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、第7号の補正予算は、令和8年1月27日公示、2月8日執行の衆議院議員総選挙に伴う事業費であり、緊急かつ速やかに対応する必要があった事業に係る歳入歳出予算の補正であり、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、令和8年1月23日付けをもって専決処分をいたした次第でございます。このことにつきましては、同法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,332万3,000円を追加し、補正後の総額を178億2,475万7,000円といたしたところでございます。補正の内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の15款県支出金は、当該選挙に係る事務委託金を計上。19款繰越金は、今回の財源調整として計上いたしました。続きまして3ページをお開きください。歳出の2款総務費は、当該選挙にかかる人件費のほか、通信運搬費、ポスター掲示板設置委託料ならびに備品購入費等を計上いたしました。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。続きまして、議案第11号長与町手話言語条例につきまして、本議案は手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進および手話の普及に関する基本理念を定め、町の責務ならびに町民や事業者の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策の基本事項につきまして定める条例を制定するものでございます。まず前文におきまして、言語が人間が生きていく上で不可欠なものであることを明確にし、手話は音声言語とは異なる体系を持つ言語であることや、手話を用するろう者等のこれまでの背景を踏まえ、ろう者等を含む全ての町民が安心して暮らすことができる町を目指すことを宣言をしておるところでございます。第1条では、目的につきまして、第2条では、ろう者等を含む全ての町民が相互の違いを認め、個性と人格を尊重し合うことを基本理念とし、ろう者等は手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないことを掲げておるところでございます。第3条では、町の責務を、第4条では、町民の役割を、第5条では、事業者の役割をそれぞれ規定をしておるところでございます。第6条では、手話が言語であり、その理解と普及、意思疎通ができる環境づくりのための施策等やその施策を推進する上で、必要に応じてろう者等や支援者と協議を行うこと

を規定しております。第7条では、聴覚障害児が乳幼児期から保護者や家族とともに手話を習得できる機会の確保について規定をしております。第8条では、学校等における理解の促進、第9条では、事業所における理解の普及を規定し、第10条では災害時の支援を規定し、災害時における情報の取得や意思疎通支援について必要な措置を講ずることを規定をしております。なお、附則につきましては、施行日は令和8年4月1日としておるところでございます。

続きまして、議案第12号複合施設ホンテラッセ長与条例につきまして、本議案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、複合施設ホンテラッセ長与の設置および管理等に関し、必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。現在、北陽台地区内におきまして、建設工事が進捗している図書館および健康センターの複合施設でありますところのホンテラッセ長与は、令和9年4月の開館に向けまして各種の準備を進めておりますところ、このたび公の施設として設置し、供用開始に向けて本条例を提案するものでございます。本条例は、5章立ての構成といたしまして、総則および雑則の章のほか、交流エリア、健康センター、図書館等、各施設の機能ごとに章立てをしておるところでございます。それでは本条例の内容に関し、主なものをご説明を申し上げます。第1条では、複合施設の設置目的につきまして、本町に関わる多様な人々にとっての交流の場となることを図り、交流エリア、健康センター、図書館、それぞれの機能が相まって利用者の方々へ学び、育み、ふれあいの拠点として位置づけていただくことを目的とする旨、規定をしております。第2条では、複合施設の名称および位置を、第3条では、施設の構成に関しまして、交流エリア、健康センターおよび図書館による構成することを規定をしておるところでございます。第4条では、施設長、その他職員につきまして、第5条では、開館時間および休館日につきまして、第6条では、施設の利用に関する制限事項を規定をしております。第2章は、交流エリアにつきまして、規定するものでございます。第7条では、交流エリアの目的を定めませんが、利用者にとって、いわゆるサード・プレイスとして認識され、自由な共同利用の下で緩やかなつながりを創出する場となることを図り、運営することを予定としております。交流エリアは、複合施設1階の健康センターを除いた区画として整理しておりますが、第8条各号におきまして、その構成を定めております。第8条第1号のプラザは、正面出入口を入ってすぐのロビー部分として規定をしております。第2号のコモンラウンジは、1階フロアにおける各部屋の動線の中に位置するホール部分であり、第3号のおやこのあそびばは、コモンラウンジと隣り合うプレイルーム部分、第4号のミーティングルームは、会議、研修その他の会合においての使用を想定した貸し出し部屋、第5号のクッキングルームは、栄養指導や調理体験などでの使用を想定したキッチン設備を備えた部屋でございます。第6号のマエニワは、屋外の芝生敷の広場部分を指すものでございます。第9条から第14条までにおきまして、ミーティングルームおよびクッキングルームの使用に関しましては、許可制により運用すること、ならびに使用許可手続き、使用料等

に関する事項を規定をしておるところでございます。第3章では、健康センターの目的および事業に関して規定するものでございます。第4章では、図書館に関する事項を規定しております。図書館の管理につきましては、第18条第1項におきまして、教育委員会の所管である旨、規定をしております。第19条では図書館の事業につきまして、第20条では、職員に関する規定を定めております。第21条は、図書館資料の貸し出しに当たっては、登録制によることを定め、第22条では、図書館資料の弁償につきまして、規定をしておるところでございます。第23条では、図書館法第14条第1項の規定に基づく図書館協議会の設置および組織に関する事項を定め、第24条では、教育委員会規則への委任について規定をしておるところでございます。第5章の雑則におきましては、特別の設備の使用など例外的な使用方法に対する対応のほか、原状回復、損害賠償等について規定をしております。附則につきましては、第1項において施行期日を定め、第2項から、第4項までの規定において関係条例の整備を行い、第5項において、準備行為に関する規定を置いておるところでございます。別表では、第13条第1項の規定を受けまして、ミーティングルームの使用料を1時間当たり220円、クッキングルームの使用料を1時間当たり880円とする旨、規定をしております。

続きまして、議案第13号長与町行政財産使用料条例につきまして、本議案は、地方自治法第238条の4第7項の規定により許可、いわゆる行政財産使用許可を受けた場合の使用料の徴収等に関して必要な事項を定めるため、条例を規定するものでございます。町の財産のうち、行政財産につきましては、地方自治法第238条の4第7項の規定により、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができることと定められており、当該使用許可に際しては、同法第225条の規定により使用料を徴収することができる旨、規定をされております。本議案は、本議会で上程しております複合施設ホンテラッセ長与の設置や潮井崎キャンプ場における指定管理者制度の導入にあたり、事業者による喫茶店、売店等のための利用も想定されておりますところ、これと併せて本町における財産管理の在り方についても見直しを行い、使用料等の必要な事項について条例を定めるものでございます。第1条では、本条例の趣旨に関し、地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料等の一般法である旨を定めています。第2条では、使用料の納付義務について規定しております。第3条では、第1項におきまして行政財産使用料の原則的な額を、第2項におきましては、道路占用料徴収条例に掲げる施設の設置等に係る使用にあつては、同条例に準じた額とする旨を規定をしております。第3項におきましては、喫茶店、売店等に関わる使用の場合の使用料につきまして、第4項では、ホンテラッセ長与、そのほか個別に使用料を定める場合について規定をしておるところでございます。また、第5項におきまして、消費税法に基づく課税取引に該当する場合の消費税の上乗せにつきまして規定をしておるところでございます。第4条では、使用料の納入方法等につきまして、第5条では、光熱水費等の実費相当分の負担につきまして、第6条および第7条

では、減免および返還について規定しております。第8条では、本条例の運用に関する事項の規則委任につきまして規定しております。附則につきましては、施行日を令和9年4月1日としております。別表につきましては、別表第1では、行政財産使用料の原則的な額の算定について定め、別表第2では、ホンテラッセ長与、その他の使用料の額等について規定しております。

続きまして議案第14条、長与町潮井崎キャンプ場条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、潮井崎キャンプ場の管理に関し、民間事業者のノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的に対応していくことを目的といたしまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものでございます。第5条では、キャンプ場の管理を指定管理者に行わせるよう改正しております。第6条では、指定管理者が行う業務について規定しております。第7条では、休場日を指定管理者が町長の承認を得て定めるよう改正しております。第8条では、利用の制限について規定し、利用規程に違反した利用者に対して、指定管理者に利用の拒否と退去命令の権限を追加しております。第9条では、指定管理者による使用の許可や不許可について規定しております。第10条では、指定管理者による行為の許可、第11条では、指定管理者による行為の不許可について改正しております。第12条では、使用目的以外の使用および権利の譲渡等の禁止について規定しております。第13条では、指定管理者が別表第1、別表第2に定める額の範囲内で町長の承認を得て利用料金を定めるよう改定しております。また、利用料金は、指定管理者の収入として收受することを規定しております。第14条では、指定管理者による利用料金の減免について、第15条では、指定管理者による利用料金の不還付について、第16条では、指定管理者による使用許可の取り消しについて改正しております。第18条では、指定管理者の指定をすることができなかつた場合、町長が管理を行うことを規定しております。別表第1では、表を整理し、展示ホールの名称を交流スペースに変更しております。なお、附則につきましては、第1項では施行期日を令和9年4月1日とし、第2項では、経過措置を、第3項では準備行為を規定しておるところでございます。

続きまして、議案第15号長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、地方自治法と重複して規定されている事項を整理し、また、本町における監査の現状を踏まえ、定期監査の実施期間を明確化するため、所要の改定を行うものでございます。主な改定内容につきまして、ご説明申し上げます。第2条から第4条につきましては、地方自治法第195条ならびに第196条第1項および第6項において、既に規定されている内容と同趣旨であることから重複規定を削除するもの。第7条第1項につきましては、規定の明確化を図るため、定期監査の実施期間を7月から10月までの間から本町の現状に合わせまして4月から11月までの間に改めるものでございます。なお、附則につきましては、施行日を公布の日としておるところでございます。

続きまして、議案第16号附属機関の設置に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてでございます。本議案は、長与町総合開発審議会および長与町まち・ひと・しごと創生推進会議を統合し、これらの機能を有する長与町総合計画・総合戦略審議会を設置することにより、総合的かつ効果的な審議を図るため所要の改正を行うものでございます。なお、附則につきましては、第1項におきまして、施行期日を令和8年4月1日とし、第2項におきまして、改正に伴う経過措置として、改正前の規定により委嘱を受けている委員の任期を令和8年3月31日までとし、第3項におきまして、準備行為として施行の日より前においても委員を委嘱することができることとしておるところでございます。

続きまして、議案第17号古園地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更につきましてでございます。本議案は、令和7年6月6日、第2回定例会で議決いただきました請負契約につきまして、当初請負契約額を9,100万8,500円を1,147万8,500円増額し、契約額1億248万7,000円として、請負契約の変更を行いたく地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。本工事は、嬉里郷の古園地区でございます民家裏の急傾斜地におきまして、のり面工事を行うものでございます。今回の変更概要といたしましては、現場精査による現場吹付枠工、排水工、立入防止柵工等の数量変更に伴い請負金額が変更となったことによるものでございます。なお、別紙参考図面として平面図を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。以上が議案第10号から第17号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（安藤克彦議員）

日程第19、議案第18号令和7年度長与町一般会計補正予算第8号から日程第23、議案第22号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それではただいま一括議案となりました議案第18号から第22号につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。はじめに議案第18号令和7年度長与町一般会計補正予算（第8号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,459万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を179億9,935万1,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。2ページをお開きください。歳入の1款町税は、決算見込みにより町民税のほか、軽自動車税等を増額。3款利子割交付金から8款環境性能割交付金

までは、同じく決算見込みにより増額をしておるところでございます。10款地方交付税は、普通交付税の再算定による追加交付分を計上。12款分担金及び負担金および3ページの13款使用料及び手数料は、保育園の保育料につきまして、決算見込みにより減額をしておるところでございます。14款国庫支出金は、決算見込みにより物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金および活力創出基盤整備総合交付金等を減額するほか、保育所運営費負担金等を増額。さらに中学校費に、学校施設環境改善交付金を新たに計上しております。15款県支出金は、同じく決算見込みにより長崎県地域脱炭素移行再エネ推進重点対策加速化事業補助金等を減額するほか、障害者自立支援給付費負担金等の増額。さらに長崎消費拡大地元企業応援事業費補助金を新たに計上しております。16款財産収入は、各基金の運用収入を計上するほか、町有地売却に伴う普通財産売却収入ならびに西彼中央土地開発公社の解散に伴う土地開発公社出資金返還金等を計上しております。17款寄附金は、遺贈による寄付金を計上するほか、最終見込みによるふるさと長与応援寄附金の減額ならびに企業版ふるさと納税寄附金の増額を計上しております。18款繰入金でございます。財源の調整により財政調整基金繰入金を繰り戻すほか、介護保険特別会計繰入金の増額等を計上しております。19款繰越金は、令和6年度からの純繰越金の予算未計上分を計上。20款諸収入は、社会福祉協議会デイサービスの退去に伴う丸田荘使用料を減額するほか、決算見込みによりデジタル基盤改革支援補助金等を増額。さらに過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金を新たに計上しております。4ページをお開きください。21款町債は、額の確定、財源組み替え、事業の変更等により各種起債を補正計上しております。

続きまして、5ページからの歳出につきまして、主な内容をご説明を申し上げます。1款議会費は、議員報酬及び費用弁償等を減額。2款総務費は、複合施設設備事業費およびふるさと長与応援寄附金事業等を減額するほか、減債基金積立金及びふるさとづくり基金積立金等を増額をしておるところでございます。3款民生費は、定額減税補足給付金等を減額するほか、地域福祉ボランティア基金積立金及び保育所運営費補助金等を増額をしておるところでございます。4款衛生費は、予防接種事業及びごみ袋作成業務委託料等を減額するほか、過年度事業の実績に伴う国費、県費、返還金を計上。第5款労働費は、再任用職員の配置に伴い働く婦人の家施設長の人件費を減額。6款農林水産業費は、岡地区基盤整備事業負担金等を減額するほか、農業委員会委員農地利用最適化推進委員報酬等を増額しております。7款商工費は、長与町工場等設置奨励金および大村湾観光活性化事業補助金を減額。8款土木費につきましては、6ページをお開きください。町道等維持補修工事費および西高田線街路整備工事費等を減額。9款消防費は、消防格納庫建設工事費等を減額するほか、広域消防事業負担金等を増額しております。10款教育費は、児童生徒のタブレット更新事業および長与南小学校校舎整備工事費等を減額するほか、教育振興基金積立金および長与第二中学校体育館改修工事費等を増額。12款公債費は、償還額の最終見込みにより、元金および利子を補正計上。13款諸支

出金は、土地開発基金への積立金を増額しております。以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続きまして、7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正では、2款総務費1項総務管理費の複合施設整備事業以下11件につきまして、繰り越し額の追加をお願いをいたしておるところでございます。8、9ページをお開きください。第3表地方債補正では、複合施設整備事業以下8件につきまして限度額の変更を、9ページの中学校施設整備事業につきましては、限度額の追加をお願いをいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしく申し上げます。

続きまして議案第19号令和7年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,209万3,000円を減額をいたしまして、補正後の総額を44億390万4,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の3款1項県補助金は、特別調整交付金の交付額決定によりまして1,033万円を減額計上しております。4款1項財産運用収入は、財政調整基金積立金利子で122万2,000円を増額計上しております。5款1項他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定のほか、各種繰入金等の見込額によりまして、1,008万1,000円を増額計上しております。8款1項国庫補助金は、子ども子育て支援金創設に伴うシステム改修で、契約額に合わせ290万4,000円を減額計上しておるところでございます。

次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。3ページをお開きください。1款1項総務管理費は、子ども子育て支援金創設に伴うシステム改修で、契約額に合わせ290万4,000円を減額計上しております。2款保険給付費は、出産育児諸費を実績見込みに合わせ100万円減額計上しておるところでございます。5款1項基金積立金は、財政調整基金への積立金として144万4,000円を増額計上しております。8款予備費につきましては、収支の調整により、1,963万3,000円を減額計上しております。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしく申し上げます。

続きまして、議案第20号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,526万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を8億349万4,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の1款1項後期高齢者医療保険料は、保険料負担金の見込み増により3,695万5,000円を増額計上しております。3款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定によりまして、169万1,000円を増額計上しておるところでございます。

次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、先ほど説明を申し上げました保険料負担金の見込み増と保険基盤安定負担金の確定によりまして、歳入と同額を増額計上しておるところでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照を願います。

続きまして、議案第21号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ220万6,000円を追加し、補正後の総額を35億5,350万6,000円とするものでございます。補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりまして、ご説明を申し上げたいと思っております。保険事業勘定の歳入につきまして、3款2項国庫補助金は、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る介護保険事業費補助金でございます。6款1項財産運用収入は、介護給付費準備基金の預金利息でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利息に加えまして、令和6年度介護保険保険者努力支援交付金相当額を基金へ積み立てるものでございます。6款諸支出金、2項繰出金は、介護保険システム改修費を一般会計へ繰り出すものでございます。7款1項予備費は、収支の調整として減額するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、議案第22号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額4億2,222万7,000円は変更せず、歳入予算の財源の組み替えを行うものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入につきましては、3款1項一般会計繰入金を33万5,000円減額をいたしまして、5款2項保留地処分金を33万5,000円増額をいたします。内容といたしましては、保留地の処分実績に伴い財源組み替えを行うものでございます。次に3ページをお開きください。歳出については、補正はございません。次に4ページをお開きください。第2表繰越明許費として高田南土地区画整理事業の事業費、2億187万1,000円を計上しておるところでございます。主な内容といたしましては、換地処分に向けた事業区域内の測量業務、区域道路等の工事および一括施工区域周辺の建物の事後調査業務につきまして、令和8年度へ繰り越すものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。以上が議案第18号から第22号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

場内の時計で11時10分まで休憩します。

(休憩 10時59分～11時10分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第24、議案第23号令和8年度長与町一般会計予算から日程第30、議案第29号令和8年度長与町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは引き続きまして、一括議題となりました議案第23号から第29号につきまして、提案理由を申し上げたいと思っております。はじめに議案第23号令和8年度長与町一般会計予算につきまして申し上げます。予算書の1ページをお開きください。令和8年度一般会計予算の総額を168億216万3,000円といたしております。この予算規模は、令和7年度と比較いたしますと4,909万7,000円の減額、率にしておよそ0.3%の減となっております。歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものをご説明を申し上げたいと思っております。2ページをお開きください。歳入の1款町税は、47億1,077万1,000円を計上しております。景気の穏やかな回復はあるものの伸び率は微増ではございます。2款地方譲与税から8款環境性能割交付金まで、また3ページの9款地方特例交付金と11款交通安全対策特別交付金につきましては、これまでの決算額や歳入状況を基に計上をしております。第10款地方交付税は、国の地方財政計画およびこれまでの決算額を考慮し、2億1,500万円を増額しております。12款分担金及び負担金は、児童福祉費負担金の保育料など1億584万円を計上しております。13款使用料及び手数料は、スポーツ・公民館施設使用料や住宅使用料のほか、ごみ収集手数料など、合わせて1億7,261万6,000円を計上したところでございます。14款国庫支出金は、児童手当負担金のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を計上。前年度比2億4,483万9,000円の減額としております。15款県支出金は、保育所運営費負担金のほか、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金および給食費負担軽減交付金等を計上しております。前年度比1億6,365万円の増額となっております。16款財産収入は、1,168万円を計上し、前年度の小中学校児童生徒のタブレット更新に伴う機器売払収入により大きく増額をしたところでございます。4ページをお開きください。17款寄附金でございます。ふるさと長与応援寄附金を3億2,200万円と見込んで計上しております。18款繰入金は、14億2,493万8,000円を計上。財政調整基金繰入金は、1億1,437万3,000円の減。また、教育振興基金繰入金は、複合施設設備および図書館購入費などの経費として、2億8,855万円を繰り入れております。19款繰越金は、前年度と同額を計上しております。20款諸収入でございます。2億5,582万9,0

00円を計上。前年度比で1億8,160万7,000円の減額でございますが、小学校給食費の無償化が主な原因でございます。21款町債は、複合施設設備事業充当起債のほか、水道事業出資債および土地区画整理事業充当起債など合計14億4,760万円を計上。前年度比でございますと1億5,960万円の減額でございます。続きまして5ページからの歳出につきまして、主な内容のご説明を申し上げます。1款議会費は1億3,590万7,000円を計上、前年度比としまして991万1,000円の減額でございます。2款総務費は33億1,797万円を計上、前年度比2億3,313万8,000円の増額でございます。これは複合施設整備事業およびフロントヤード改革事業推進により大きく増額したわけでございます。民生費は66億8,504万3,000円を計上、前年度比1億9,535万6,000円の増額。これは障害者自立支援給付費のほか、放課後児童クラブ運営補助金および保育所運営費補助金の増額が主な要因でございます。4款衛生費は14億4,599万1,000円を計上、前年度比で5,204万7,000円の増額でございます。5款労働費は4,505万円を計上、前年度比661万3,000円の増額でございます。6款農林水産業費は3億3,051万4,000円を計上しております。前年度比で1億320万円の増額。農業水路等長寿命化・防災減災事業整備工事が主な要因でございます。6ページをお開きください。7款商工費でございます。6,753万8,000円を計上、前年比4,104万5,000円の減額でございますが、長与町工場等設置奨励金の皆減が影響をしておるところでございます。8款土木費は14億2,358万2,000円を計上、前年度比1億6,427万6,000円の減額ですが、これは長与町土地区画整理事業特別会計繰出金が大きく減額したことが主な要因でございます。9款消防費は4億5,376万9,000円を計上、前年度比794万2,000円を減額しております。10款教育費は15億3,571万4,000円を計上、前年度比4億2,133万9,000円の減額ですが、これは前年度の小中学校児童生徒のタブレット更新が大きく影響をしておるところでございます。7ページをお開きください。11款災害復旧費は1,953万5,000円を計上、12款公債費は13億2,154万9,000円を計上、前年度比505万8,000円の増額。13款諸支出金および14款予備費は前年度同額を計上しております。以上が歳入歳出の主な内容でございます。

続きまして8ページをお開きください。第2表債務負担行為では、長崎県議会議員一般選挙ポスター掲示板設置委託、以下4件につきまして、期間ならびに限度額を定めておるところでございます。9ページをお開きください。第3表地方債では、複合施設整備事業以下10件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法を定めておるところでございます。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照を願います。

続きまして議案第24号、令和8年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和8年度予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,549万円といたしておるところでございます。この予算額は前年度比と比較しまし

て、3億9,188万9,000円、おおよそ9%の減となっております。内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明を申し上げたいと思っております。歳入の1款国民健康保険税は6億7,241万6,000円を計上。2款使用料及び手数料は、督促手数料として30万円を計上。3款県支出金は、保険給付費の財源および事業費補助として県から交付されるものでございまして、29億423万9,000円を計上しております。4款財産収入は存目計上。5款繰入金は、一般会計からの繰入金等として4億432万9,000円を計上しております。6款繰越金は存目計上。7款諸収入は、延滞納金等に420万4,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明を申し上げたいと思っております。3ページをお開きください。1款総務費は、国民健康保険事業の一般事務や国民健康保険税の賦課徴収に係る経費として3,175万円を計上。2款保険給付費は、被保険者に係る療養給付費で28億2,653万2,000円を計上したところであります。3款国民健康保険事業費納付金は、都道府県単位での保険財政運営のため長崎県へ納付するものでございまして、10億3,680万1,000円を計上しております。4款保健事業費は、被保険者の疾病予防や特定健診および特定保健指導の実施に係る経費といたしまして、7,230万5,000円を計上しております。5款基金積立金は、存目で計上。6款公債費は、100万円を計上しております。4ページをお開きください。7款諸支出金は、過年度分の精算金等として710万1,000円を計上しております。8款予備費では、1,000万円を計上しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照を願います。

続きまして議案第25号令和8年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,651万5,000円といたしております。この予算額は前年度と比較いたしまして、6,882万4,000円、おおよそ9%の増となっております。内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算によりご説明を申し上げたいと思っております。歳入の1款後期高齢者医療保険料は、6億7,811万1,000円を計上。2款使用料及び手数料は、督促手数料として3万2,000円を計上。3款繰入金は、一般会計からの繰入金として、1億5,703万2,000円を計上したところでございます。4款繰越金は、存目で計上。5款諸収入は、償還金及び還付加算金等として133万9,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費は、後期高齢者医療の一般事務や保険料の賦課徴収に係る経費として662万3,000円を計上。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金および被保険者から徴収いたしました保険料等を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございまして、8億2,755万7,000円を計上したところでございます。3款諸支出金は、償還金及び還付加算金等としまして133万5,000円を計上しております。4款

予備費では100万円を計上。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして議案第26号令和8年度長与町介護保険特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。予算書の1ページをお開きください。令和8年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ34億244万8,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ3,364万5,000円といたしております。この予算額は、前年度と比較して保険事業勘定が9,118万5,000円、約2.8%の増。介護サービス事業勘定が114万4,000円、約3.5%の増となっております。それでは保険事業勘定からご説明を申し上げたいと思っております。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございます。1款保険料は、第1号被保険者の保険料7億8,907万1,000円を計上いたしております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款1項国庫負担金は、介護給付費負担金5億8,378万4,000円を、2項国庫補助金は、調整交付金および地域支援事業交付金のほか各種交付金、1億3,368万2,000円を計上いたしております。4款支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料相当分で介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金8億7,326万7,000円を計上。5款1項県負担金は、介護給付費負担金4億2,146万9,000円を、2項県補助金は、地域支援事業交付金3,652万円9,000円を計上いたしております。6款財産収入は存目で計上。7款1項一般会計繰入金でございます。介護給付費繰入金ほか、一般会計からの繰入金4億9,998万9,000円を、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として5,456万3,000円をそれぞれ計上いたしております。8款繰越金は1,000万円を計上。9款諸収入は、延滞金、加算金及び過料、町預金利子、雑入を存目で計上いたしております。

次に歳出についてご説明を申し上げたいと思っております。4ページをお開きください。1款1項総務管理費は、221万8,000円を計上。2項徴収費は、納付書郵送に係る経費のほか、コンビニ収納手数料等を含め405万1,000円、3項介護認定審査会費は、認定審査会および認定調査に係る経費などでございまして、3,765万5,000円を計上いたしております。4項趣旨普及費は、介護保険資料作成といたしまして47万2,000円。5項介護保険運営協議会費は、第10期介護保険事業計画策定委託料および運営協議会開催経費などでございまして、365万7,000円を計上いたしております。2款保険給付費は、要支援および要介護の認定を受けた方が利用するサービスに対する給付費でございまして、30億9,309万円を計上いたしております。3款1項介護予防・生活支援サービス事業費として1億2,224万1,000円、2項一般介護予防事業費は、1,899万4,000円、3項包括的支援事業・任意事業費は、9,908万4,000円を計上いたしております。4款基金積立金は存目で計上しております。5款公債費でございます。一時借入金利子を計上いたしておるところでございます。6款1項償還金及び還付加算金といたしまして71万1,000円、2項繰出金は、介護

サービス事業勘定ならびに一般会計繰り出し金として、1,017万4,000円を計上いたしております。7款予備費は1,000万円を計上いたしております。次に介護サービス事業勘定につきまして、ご説明を申し上げます。5ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございます。1款サービス収入は、介護予防給付費収入として2,758万円を計上いたしております。2款繰越金および3款諸収入は存目で計上。4款繰入金は、保険事業勘定からの繰入金606万3,000円を計上いたしております。

次に歳出についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。1款1項指定介護予防支援事業費は、包括支援センター専門員の人件費等の事業費3,188万6,000円を計上。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防ケアマネジメント作成委託料175万9,000円を計上いたしております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして議案第27号令和8年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。令和8年度の予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,526万1,000円といたしまして、事業の推進を図りたいと考えております。内容につきましてでございます。2ページからの第1表歳入歳出予算によりまして、ご説明を申し上げたいと思っております。まず歳入につきましては、1款1項国庫補助金を2,210万円、2款1項県補助金を552万9,000円、3款1項一般会計繰入金を1億5,762万9,000円、4款1項繰越金を200万円、5款1項から4項諸収入を1億2,800万3,000円、それぞれ計上をいたしておるところでございます。

次に歳出でございます。3ページをお開きください。1款1項都市計画費を3億1,302万2,000円計上いたしております。主な内容といたしましては、高田南土地区画整理事業に係る長崎県への事業委託料となっております。2款1項公債費は、一時借入金利息23万9,000円を計上いたしております。最後に3款1項予備費として200万円を計上いたしております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしく願います。

続きまして議案第28号令和8年度長与町水道事業会計予算につきまして、説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第2条業務の予定量といたしまして、令和8年度末、給水戸数を1万6,110戸、年間総給水量を351万9,739立方メートル、1日平均給水量を9,643立方メートルと見込み、主要な建設改良事業の事業費といたしまして、1億3,713万7,000円を計上いたしたところでございます。第3条、収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では第1款水道事業収益7億9,072万8,000円を見込んでおります。主なものは、営業収益7億1,146万8,000円、営業外収益は、7,181万5,000円でございます。支出では、第1款水道事業費用8億3,172万5,000円を計上しております。主なものは、営業費用

7億9,457万1,000円、営業外費用2,842万7,000円でございます。第4条資本的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では、第1款資本的収入、3億2,980万9,000円を見込んでおります。これは企業債2億7,040万円、出資金3,715万2,000円、負担金1,064万4,000円、国庫補助金1,161万3,000円でございます。

支出では、第1款資本的支出4億7,539万8,000円を計上をしておるところでございます。主なものといたしまして建設改良費、これが4億947万5,000円、企業債償還金、これが6,392万3,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,558万9,000円につきましては、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額3,465万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,093万円を補填する予定でございます。2ページをお開きください。企業債につきましては、建設改良費に充てる目的で2億7,040万円の起債を予定しております。第6条、一時借入金につきましては、借り入れ限度額を3億円としております。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失間におきまして、予算の流用を可能とすることを願います。第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億1,661万7,000円および交際費10万円を予定しております。第9条、たな卸資産購入限度額につきましては、792万1,000円を予定しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号令和8年度長与町下水道事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第2条の業務の予定量といたしまして、令和8年度末排水戸数を1万6,147戸、年間総配水量を332万9,129立方メートル、1日平均排水量を9,121立方メートルと見込んでおまして、建設改良事業として8億5,566万3,000円、うち国庫補助金対象事業といたしまして、7億8,893万5,000円を行う予定としております。第3条、収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では第1款下水道事業収益9億5,598万4,000円を見込んでおるところでございます。主なものといたしましては、営業収益6億2,475万8,000円、営業外収益3億3,114万9,000円でございます。

支出では、第1款下水道事業費用9億3,501万6,000円を計上しておるところでございます。主なものは、営業費用8億8,624万1,000円、営業外費用では、4,747万5,000円でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額といたしまして、収入では、第1款資本的収入7億532万8,000円を見込んでおります。これにつきましては、企業債が3億3,400万円、国庫補助金が3億6,314万5,000円、受益者負担金が85万5,000円、その他資本収入が732万8,000円でございます。

支出では、第1款資本的支出10億1,825万7,000円を計上しております。主なものといたしましては、建設改良費、これが8億5,566万3,000円、企業債償還金が1億6,159万4,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、3億1,892万9,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,173万2,000円、過年度分損益勘定留保資金2億7,119万7,000円で補填する予定でございます。2ページをお開きください。第5条、債務負担行為につきましてでございます。水洗便所改造資金に対する利子補給補助金、以下2件につきまして、期間ならびに限度額を定めております。第6条企業債につきましては、建設改良費に充てる目的で3億3,400万円の起債を予定しております。第7条一時借入金につきましては、借入限度額を3億円としております。第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用および特別損失間において予算の流用、これを可能とすることをお願いするものでございます。第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費6,143万円および交際費6万円を予定しております。以上が当初予算の主な内容でございます。議案の後に当初予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。以上が議案第23号から29号までの提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

日程第31、議案第30号人権擁護委員の推薦についてから、日程第33、議案第32号人権擁護委員の推薦についてまでの3件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それではただ今一括議題となりました議案第30号から第32号につきましての提案理由を申し上げたいと思っております。はじめに議案第30号人権擁護委員の推薦につきましてでございます。平成29年7月1日から現在に至るまでの3期9年、人権擁護委員としてご尽力を賜りました木島和美氏の任期が本年6月末日をもって満了となりますが、再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。木島氏は、昭和53年から平成29年まで長与町職員として勤務され、福祉関係の窓口やDV対応などの相談業務を担当し、住民福祉の向上に尽力されました。現在は、長崎県人権擁護委員連合会の男女委員長を務めており、福祉相談援助に関する専門的知識と支援技術を有する社会福祉士の資格を生かしながら、地域の福祉の課題解決に尽力されておるところでございます。人権擁護について深くご理解のある方と確信をしておりますので、ご推薦くださいますよう、よろしくをお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号人権擁護委員の推薦につきましてでございます。令和2年

7月1日から現在に至るまでの2期6年間、人権擁護委員としてご尽力を賜りました柏田正氏の任期が本年6月末日をもって満了となりますが、再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。柏田氏は、昭和51年4月から長崎県内の小学校、長崎県教育長、西海市教育委員会などで学校教育に尽力され、平成26年3月に時津町立時津小学校校長を最後に退任されております。現在は、長崎県人権擁護委員連合会の事務局長を務めており、長崎県内の人権思想の普及高揚に係る活動に尽力をされております。人権擁護について深いご理解のある方と確信をしておりますので、ご推薦くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第32号人権擁護委員の推薦につきましてでございます。令和2年7月1日から現在に至るまでの2期6年間、人権擁護委員としてご尽力を賜りました江島英典氏の任期が本年6月末日をもって満了となりますが、再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。江島氏は、昭和53年4月から長崎県の教員として勤務をはじめ県内各地の小学校で学校教育に尽力され、平成27年3月に大村市立竹松小学校校長を最後に退職されました。現在は、長崎県人権擁護委員会連合会の幹事を進めておりまして、長崎県内の人権思想の普及高揚に係る活動に尽力されております。人権擁護について深くご理解のある方と確信しておりますので、ご推薦くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上が議案第30号から32号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（安藤克彦議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。なお、引き続き、全員協議会を開催を予定としておりましたが、先に議会運営委員会を開催したいとの申し出がございましたので、議会運営委員会を直ちに開催し、その後、全員協議会を行います。なお、議会運営委員会は、全協室で行いますので、議員の皆さま方のご配慮よろしくお願いいたします。以上です。

（散会 11時10分）